

## 地域団体やボランティア団体が提供する生活支援サービスを拡充します

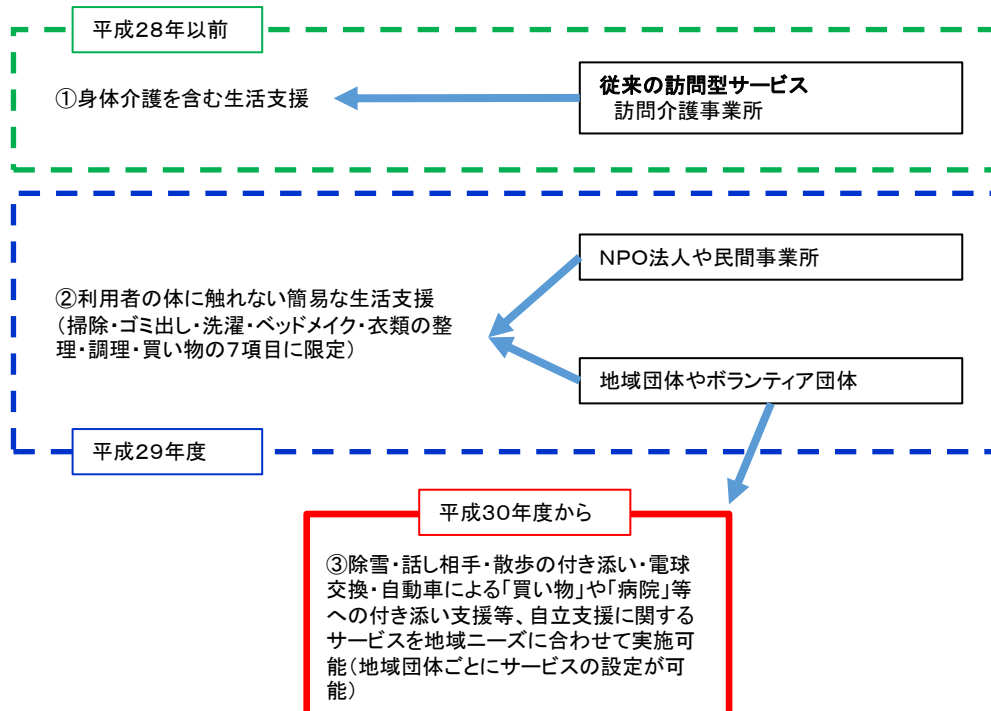
花巻市では、平成28年度以前は、要支援認定を受けた人や、生活機能の低下が認められる人が利用できる訪問型サービスは、訪問介護事業所が行うホームヘルプサービスのみでした。しかし、平成27年介護保険法の改正を受け平成29年度より「介護予防・生活支援サービス事業」として、ホームヘルプサービスに加え、利用者の体に触れない掃除・ゴミ出しといった7項目に限定された簡易な生活支援を提供できるようになりました。この生活支援サービスは、花巻市シルバー人材センターや花巻ケアサービスなどのNPO法人や民間事業者といった法人が提供するものと、地域団体やボランティア団体など地域に密着した団体が提供するものがあります。平成28年度には、地域団体がサービスを提供を行うモデル事業として、住民ボランティアによる生活支援サービスを提供する組織が立ち上がった宮野目地区、笹間地区、亀ヶ森地区、八日市地区、八幡地区、高松第3行政区の6地区でサービス提供を開始。本格的なサービス提供が始まった平成29年度には、太田地区を加えた7地区で生活支援に取り組んでいただいています。また、サービスを提供する団体が立ち上がっていない地区においてはボランティア団体である花巻ゆいっこの会が同様のサービスを提供しています。

さらに、平成30年度からは地域団体やボランティア団体が地域ニーズに合わせたサービス提供ができるように制度を拡充します。地域からのサービス提供の要望が多かった「除雪」や「自動車による買い物・病院等への付き添い」等のサービスを、地域団体やボランティア団体が提供する生活支援サービスとして新たに加え、その運営経費に対して市が補助を行う制度を創設します。この制度は平成30年4月1日から運用を開始します。

市では、地域で生活支援サービスを提供している団体等を中心に実施を呼びかけ、より一層の支え合い体制の推進と制度の普及に努めます。

### 1 介護予防・生活支援サービスの拡充内容

#### 介護予防・生活支援サービス事業による訪問型サービス



補足 ②は国の地域支援事業実施要綱で定められている「訪問型サービスA」に対応  
③は同じく「訪問型サービスB」に対応します。

## 2 内容と実施方法

### 【補助対象者】

- ・地域団体やボランティア団体で「利用者の体に触れない掃除・ゴミ出しといった7項目に限定された簡易な生活支援サービスの提供」を委託されている団体で「訪問型サービスB」の生活支援サービスを実施するものとして市が認めた団体。

### 【補助額】

- ・総合事業で定める利用者対象者（「要支援1・2の認定を受けた方か国の定める基本チェックリストで生活機能の低下がみられた方」）へ「訪問型サービスB」を行う団体に対し「事務費や消耗品等の運営経費」を補助します。
- ・利用者実数に応じ、年額8万円～最大14万円。（別表参照）

【利用者負担】 サービス提供にかかるボランティア謝礼は各団体が利用者負担として設定します。

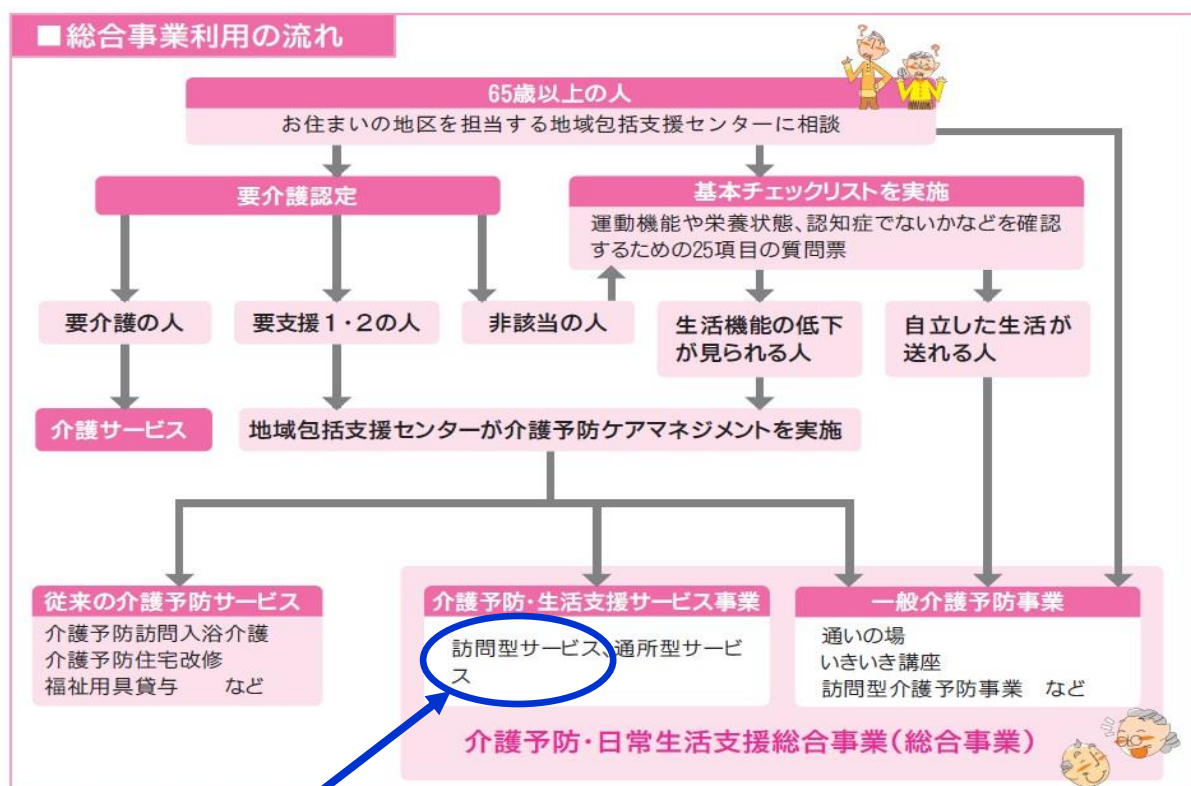
別紙(実施できるサービス・補助額等)

| 訪問型サービスBで実施できる生活支援   | 補助額   |
|--|---|
| (1)ご近所サポーター事業で行う7項目以外の生活支援<br>・除雪、話し相手、散歩の付き添い、電球交換等自立支援に関する内容であれば可能。(各地域団体で設定可) | 1年間の1か月平均利用者数(実人数)<br>1～4人 80,000円/年<br>5～9人 100,000円/年<br>10人以上 120,000円/年 |
| (2)自動車による「買物」「病院」等の付き添い支援  | ※自動車による付き添い支援を実施した場合は20,000円/年の追加補助   |

### 《総合事業とは》

介護保険法の改正により、平成29年度から「介護予防・日常生活支援総合事業」（以下、総合事業）が始まりました。総合事業は、高齢者一人一人が、自らの健康づくりや介護予防に取り組むとともに、地域の支え合いにより高齢者の介護予防や日常生活の自立を支援するものです。

総合事業は要支援認定を受けた人や、基本チェックリストにより生活機能の低下がみられる人が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と65歳以上のすべての方が利用できる「一般介護予防事業」で構成されます。今回のサービス拡充は「介護予防・生活支援サービス事業」である訪問型サービスを拡充しました。



今回のサービス拡充部分